

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可について

1 概要

保育所等に在園しない乳児等を短時間受入れる制度。

児童福祉法に新たに「乳児等通園支援事業」が規定され、令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全自治体で実施することとされた。（「こども誰でも通園制度」は通称。）

2 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化すること。

3 こども誰でも通園制度の特徴

利用時間枠の設定や定期利用の導入を可能としている

親子通園も可能としている（ただし原則として受入初期のみ）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所・認定こども園等						小学校
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0歳6か月から満3歳未満を想定			幼稚園・認定こども園			
	その他の子育て支援事業（一時預かり事業等）						

4 実施施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等

5 実施方法

一般型（専用室/在園児合同）/余裕活用型（空き定員活用）

6 対象となるこども

0歳6か月から満3歳未満の乳幼児

※保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育施設に通うこどもを除く

※満3歳になった時点で対象外となる

7 利用時間 1人あたり上限 月10時間

8 利 用 料 1 時間あたり 300 円
(30 分単位の場合は 150 円)
(利用者負担軽減制度あり) (給食費等は別途徴収可)
[参考]一時預かり事業利用料 4 時間未満 : 800 円、4 時間以上 : 1600 円

9 職員配置・設備基準
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

10 新規申請施設

○一般型
申請なし

○余裕活用型

事業開始時期	法人名	施設名	中学校区	施設類型	利用定員 (0～2 歳 児)	入所定員 (R8.4 実 績)
令和 8 年 10 月 1 日	(福) 坪 内宝珠会	たまちこど も園	第 2	幼保連携型認定 こども園	15 人	11 人